

(改正後全文)

長崎県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2第1項の規定により、知事の指定を受けた者（以下「指定実施機関」という。）が行う介護支援専門員実務研修受講試験に係る事務（以下「試験事務」という。）に関し必要な事項を定める。

(試験事務実施の基本方針)

第2条 指定実施機関は、政令並びにこれに基づく「介護支援専門員に関する省令」（平成10年4月10日厚生省令第53号）及び「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知）によるほか、この要綱に基づき、厳正、確実かつ公正に試験事務を実施するものとする。

(試験日時等の公表)

第3条 指定実施機関は、試験日時、試験場所、受験申込みの受付期間、受験手数料その他必要な事項について、新聞に掲げる等の方法により公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により指定実施機関が行う試験日時等の公表に関し必要な協力を行う。

(試験案内)

第4条 指定実施機関は、実施計画に基づき試験案内を作成し、受験を希望する者に配布する。

(受験申込書)

第5条 受験申込書の様式は、知事及び指定実施機関が協議し別に定める。

第2章 受験申込みの受付等

(受験申込みの受付)

第6条 受験申込書は、第3条第1項の規定により公表された受付期間内に提出され、かつ次の各号の要件を満たすものについて受け付けるものとする。

- (1) 試験を受けようとする者（以下「受験申込者」という。）が受験資格を有していること。
 - (2) 受験申込書及び添付書類（以下「受験申込書等」という。）の記載内容等に不備がないこと。
 - (3) 所定の受験手数料が納付されていること。
- 2 前項の場合において、指定実施機関は、受験申込みに不備な点があると認めるときは、受験申込者に補正を命じるものとする。ただし、補正の余地がないと認めるときは、理由を付して受験手数料を受験申込者に返還し、受験申込書等は焼却その他の適切な方法により速やかに破棄するものとする。
- 3 前項ただし書の規定による受験手数料の返還に要する費用は、受験申込者の負担とする。

(受験申込み受付後の処理)

第7条 指定実施機関は、受験申込みを受け付けたときは、速やかに次の各号に掲げる処理を行う。

- (1) 受験申込書等に受付年月日を記入すること。
 - (2) 受験番号及び試験会場を確定すること。
 - (3) 受験票を作成し、受験申込者に送付すること。
- 2 前項第2号で確定した試験会場の変更は認めない。

第3章 受験手数料

(受験手数料の金額)

第8条 受験手数料の金額は、知事が認めた金額とする。

(受験手数料の収納方法)

第9条 受験手数料は、銀行振込みにより収納する。

- 2 前項の振込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第10条 試験実施機関が収納した受験手数料は、次の各号に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 第6条第2項ただし書に規定する場合
- (2) 過誤納がある場合
- (3) 指定実施機関の責に帰すべき事由により試験を受けることができない場合
- (4) 天災等の事由により試験を実施しないこととした場合
- (5) 受験申込書等未提出の場合

第4章 試験の実施等

(試験問題の運搬、保管)

第11条 知事は、試験問題を試験室ごとに仕分けし封印を行ったうえで、試験実施日に指定実施機関に引き渡すものとする。

2 試験問題の運搬、保管等は、確実に秘密を保持することができる方法により行う。

(試験会場における準備等)

第12条 指定実施機関は、試験の日の前日までに、試験を実施する場所（以下「試験会場」という。）において必要な準備を行うものとする。

(試験総本部及び試験本部)

第13条 指定実施機関は、試験の実施に当たっては、主たる事務所に試験の総括管理を行う試験総本部を設置するとともに、各試験会場ごとに当該試験会場における試験事務を取り扱わせるため、試験本部を設置する。

2 試験本部には、総括試験監督員1名を配置するとともに、試験会場の試験室ごとに主任試験監督員及び試験を円滑に行うために必要な数の試験監督員を配置する。

3 前2項に定めるもののほか、試験総本部及び試験本部の組織並びに総括試験監督員、主任試験監督員及び試験監督員の職務について必要な事項は、知事及び指定実施機関が協議し別に定める。

(県職員の立ち会い)

第14条 知事は、試験の適正な実施を確保するため、各試験会場に1名以上の職員を派遣し、試験の実施に立ち合わせるものとする。

(試験会場における受験票の提示)

第15条 試験会場において受験票(再発行されたものを含む。)を提示しない者は、受験することができない。

(試験問題の持ち帰り)

第16条 試験問題は持ち帰ることができる。

(不正受験者等への措置)

第17条 総括試験監督員は、試験において不正の行為があった者に対しては、受験を中止させ、退場させるものとする。

2 前項のほか、総括試験監督員は、試験会場の秩序を乱す行為又は他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場を命じその他必要な命令をすることができる。

第5章 合否の決定等

(答案の採点)

第18条 指定実施機関は、確実な方法により、試験の採点を行うものとする。

2 指定実施機関は、前項の採点をしたときは、その得点を受験者成績台帳に記載し、知事に提出するものとする。

(合格基準及び合否の決定)

第19条 知事は、厚生労働省が定める合格基準に基づき、合否の決定を行う。

2 知事は、試験の合否を決定したときは、前条第2項の受験者成績台帳に合否を記載し、指定実施機関に返還するものとする。

3 知事は、受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。

第6章 合否の通知等

(合格者の公表)

第20条 知事及び指定実施機関は、事務所の掲示板又はホームページに掲載するなどの方法により、合格者の受験番号を公表するものとする。

(受験者に対する合否の通知等)

第21条 指定実施機関は、受験者全員に対し郵送により合否を通知するものとする。

第7章 雑 則

(秘密の保持)

第22条 指定実施機関の役員又は職員若しくはこれらの職にあった者は、試験事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第23条 指定実施機関は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により試験事務に係る帳簿及び書類（以下「帳簿及び書類」という。）の保存を行うものとする。

2 帳簿及び書類を保存する期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 受験者成績台帳 5年

(2) 受験申込書等 5年（ただし、不合格者に係るものについては3年）

(3) 答案 3年

3 帳簿及び書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行うものとする。

(試験事務実施の細則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月27日から施行する。